

点から、必要となるサービス提供責任者の人数について、居宅介護等の各事業を合わせた事業の規模に応じた人数で足りることとするとともに、当該各事業の間におけるサービス提供責任者の兼務を可能としてきたところである。

また、サービス提供責任者の配置基準がない移動支援事業については、居宅介護等のサービス提供責任者が兼務により従事することができないこととしてきたところである。（障害者自立支援法施行当初より、上記取扱にて実施しているところである。）

この取扱に関しては、行政刷新会議に設置された規制・制度改革に関する分科会において、居宅介護事業所のサービス提供責任者が居宅介護のサービス提供時間内に移動支援事業に従事できるようにすべきとの指摘を受けているところであり、これを踏まえ、平成23年度中に、一定の条件の下に、居宅介護等のサービス提供責任者が移動支援事業に従事することを可能とする方向で検討することとしているので、その旨ご承知おきいただきたい。

7 障害福祉関係施設の整備等について

(1) 平成23年度社会福祉施設整備費について

障害福祉関係施設の整備については、障害者の地域移行支援の核となる、グループホーム・ケアホーム（都道府県の障害福祉計画の目標8.3万人を達成）等の地域で暮らす「住まいの場」の整備、生活介護、自立訓練、就労移行支援等の「日中活動の場」の整備を推進するために、社会福祉施設等施設整備費補助金として108.0億円（対前年度+8.0億円）を平成23年度予算案に計上したところである。

また、平成23年度より、内容改善を図り、

- ・補助事業者として新たにNPO法人、営利法人を対象とする
- ・グループホーム・ケアホームの改修単価（事業費ベース）について、1,000万円（対前年度+400万円）に引き上げる

こととしている。

（福祉貸付について）

なお、平成23年度より、障害者グループホーム・ケアホームの独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付の融資対象としてNPO法人、営利法人を追加することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

(2) 平成23年度における国庫補助に係る協議等について

平成23年度における国庫補助協議については、別途協議方針等をお示ししたところであり、これによらねたいが、限られた財源の中で、当該補助金を効果的かつ有効に活用する必要があるため、既存施設の改修を優先的に採択することとしているので、協議に当たっては、十分にご留意いただきたい。

(3) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成22年11月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、これら施設の「追加フォローアップ調査」については、平成23年10月7日（金）までに提出をお願いしているのご協力をお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査のフォローアップ調査結果の公表等について（平成22年11月9日雇児発1109第3号、社援発1109第1号、障発1109第1号、老発1109第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

② 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、平成17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）について、平成23年度も引き続き実施することとしている。

(4) 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進については、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところである。